

改正

平成19年3月30日規則第17号

平成20年4月1日規則第8号

令和6年9月9日規則第2号

那須烏山市有バス管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市有バス（以下「市有バス」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用方針)

第2条 市有バスは、市の研修、調査、視察、陳情、各種大会参加、市各種施設利用等に一度に多数の者を輸送する際、その経費の節減と能率化を図るために使用するものとする。

一部改正〔令和6年規則2号〕

(使用範囲)

第3条 市長は、市及び市の附属機関並びに団体が前条の方針に従って使用する場合にのみ市有バスの使用を許可するものとする。

(手続)

第4条 市有バスを使用するときは、市有バス使用許可申請書（別記様式第1号）を使用しようとする日の14日前までに提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔令和6年規則2号〕

(使用時間等)

第5条 市有バスの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

2 市有バスの使用期間は、1回について2日を超えてはならない。ただし、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

一部改正〔令和6年規則2号〕

(運行範囲)

第6条 市有バスの運行範囲は、用務の都合により県の区域外（往復の走行距離が200キロメートル以内の範囲に限る。）に出る必要がある場合を除き、原則として県の区域内とする。ただし、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

一部改正〔令和6年規則2号〕

(運転業務の委託)

第7条 市長は、市有バスの運転業務については、適当と認める事業者等に委託することができる。

一部改正〔令和6年規則2号〕

(管理運営)

第8条 総務課長は、市有バスの管理運営の任に当たるものとし、市有バスについて適正な管理を行い、かつ、公正にして円滑な運営を図らなければならない。

2 総務課長は、前項の管理運営を行うために、市有バス使用簿（別記様式第2号）を備え付け、使用の状況等を明確にしなければならない。

一部改正〔平成20年規則8号・令和6年2号〕

第9条 市有バスの運転業務に当たる者は、総務課長の指示に従い使用許可の条件及び内容に基づいて運行し、その結果を運転日誌（別記様式第3号）に記載し、市長に報告しなければならない。

一部改正〔平成20年規則8号・令和6年2号〕

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和6年規則2号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南那須町有バス使用及び管理規則（昭和45年南那須町規則第7号）又は烏山町有バス管理規則（昭和48年烏山町規則29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）
別記様式第1号（第4条関係）

決 議			
市 長	副市長	課 長	

市有バス使用許可申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 課(局)長

市有バスを使用したいので、那須烏山市有バス管理規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

用 務	
使用区間及び 走行概算距離	走行概算距離 約 km
使 用 日 時	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 日間又は 時間
集 合 場 所	
乗 車 人 員	大人 人・こども 人・合計 人

備 考

全部改正〔令和6年規則2号〕

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

乗車バス使用簿

使用日時	使用箇所	使用区間	走行キロメートル	使用者氏名	備 考
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		
月 日 時 分から 時 分まで			km		

全部改正〔令和6年規則2号〕

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

運 転 日 誌

決裁欄	課長								
								運転者	
使用日	年 月 日 曜	天候				車両番号			
出庫時 メーター	km		入庫時 メーター	km		走行距離		km	
使用者	課		使用目的						
使用区間	出発地			目的地					
就業時間	出庫 車両点検	時 分	出庫	時 分	出発	時 分	到着	時 分	
	給油清掃	時 分	退勤	時 分	燃料補給量 L-Fuel/CO ₂	軽油 ガソリン		L	
運行前点検	点検箇所	点検内容		異常なし	要調整	要修理	要取替	備考	
	ハンドル	遊び・がた・振れ・重さ							
	ブレーキ	踏みしる・効き具合 戻り具合							
	警音器	作用							
	窓ふき器	作用							
	後写鏡	写映							
	計器類	作用							
	シャーン・バネ	損折・整列							
	タイヤ	空気圧・摩耗・損傷							
	前照灯・方向灯	点灯具合・汚れ・損傷							
	ラジエーター	液量・漏れ							
	エンジンオイル	油量・漏れ							
	バッテリー	液量・漏れ							
	ファンベルト	緩み・破損							
尾灯制動灯	点灯具合・汚れ・損傷								
番号灯・後退灯	点灯具合・汚れ・損傷								
登録番号標	汚れ・損耗								
<p>注1 車両運行状況の備考欄の記載事項 (1) 修理、事故等があったときは、時間、概要等を記入すること。 2 運行前点検の記載事項 (1) 運行前点検したときは、その結果を該当欄に○印をつけること。 (2) 点検の結果、点検内容に異常があったときは、備考欄にその内容を記入すること。</p>									

全部改正〔令和6年規則2号〕